

国立大学法人小樽商科大学における共用スペース使用規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人小樽商科大学における有効活用に関する規程に基づき、小樽商科大学における共用スペースの使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 共用スペースは、原則として共同研究等をする者が使用するものとする。ただし、学長は共用スペースに空きがあり、かつ次に掲げる場合は使用を認めることができる。

- (1) 施設整備のため、緊急避難的に暫定使用する場合
- (2) 新しく組織が設置され、施設が未整備でかつ、暫定使用する場合
- (3) 定員増等により施設が狭隘化となり、暫定使用する場合
- (4) 若手研究者が自立的に研究するスペースを必要とする場合
- (5) その他学長が特に必要と認めた場合

(使用期間)

第3条 共用スペースの使用期間は、原則として5年以内とする。

- 2 前項の期間を超えて当該共用スペースを使用する必要がある場合は、新たに使用手続きを行わなければならない。

(申請)

第4条 共用スペースを使用する者（以下「使用者」という。）は、共用スペース使用申請書（別紙様式1）を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の申請は、使用開始の日の30日前までに行うものとする。

(許可)

第5条 学長は、前条の規定に基づく使用許可の申請があったときは、施設委員会の意見を聴取し、申請者に対して共用スペース使用許可書（別紙様式2）の交付により使用を許可するものとする。

- 2 学長は、使用者が許可条件に違反した場合は、その許可を取り消し、使用を中止させることができる。

(維持管理)

第6条 使用者は規程及び使用規程を遵守し、共用スペースの維持管理に努めなければならない。

(工作物等の設置)

第7条 使用者が教育研究を行う上で必要な工作物、設備等の設置に要する経費は、使用者の負担とする。

- 2 前項の改修に要する経費は、使用者の負担とする。

(使用の中止等)

第8条 使用者は、使用期間を変更するとき又は、使用を中止するときは速やかに学長に届け出てその許可を受けなければならない。

- 2 使用者は、許可された使用期間が満了したとき又は、使用を中止するときは速やかに

共用スペースを原状に回復し、明け渡さなければならない。

(事務)

第9条 共用スペースの管理運営に関する事務は、施設課が処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関し必要な事項は、施設委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

共用スペース使用申請書

小樽商科大学長 殿

申請者 _____

共用スペースを下記の通り使用したいので許可申請します。なお、使用にあたっては共用スペース使用の諸規程を厳守します。

記

共同研究等の 代 表 者	所属学科等	
	職・氏名	
	連絡先	TEL FAX E-mail
使 用 者	所属学科等	職・氏名
使用目的		
期待される 成 果		
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
希望使用場所	室（別紙図面のとおり）	

共用スペース使用許可書

殿

小樽商科大学長

共用スペースの使用について下記のとおり許可します。なお、使用にあたっては共用スペース使用の諸規程を厳守願います。

記

共同研究等の 代 表 者	
使 用 目 的	
使 用 場 所	室（別紙図面のとおり）
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
備 考	